平成２２年（フ）第１４６号
三重県いなべ市員弁町楚原876番地９　ルピナス406号
債務者　大坂純一郎（旧姓滝沢）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
三重県桑名市大字星川993番地10
債務者　前山　淑子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
三重県四日市市桜町625番地
債務者　加藤　英明
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１４９号
三重県四日市市尾平町2334番地11
債務者　奈木野千代美
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
滋賀県草津市木川町776番地10　梅影ハイツ102号、前住所滋賀県草津市木川町880番地１
債務者　坂井　久子（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０８号
滋賀県彦根市東沼波町1108番地５―106号
債務者　深澤　　仁
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２７１号
兵庫県姫路市勝原区宮田127番地27
債務者　鬼塚　　剛
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２９４号
兵庫県姫路市市川台３丁目１番地６棟331号
債務者　長瀬　　瞬
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２０号
奈良県大和郡山市本庄町227番地１　中村住宅Ｄ―５号室
債務者　吉森雄一郎（旧姓室谷）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２２５号
奈良市大宮町６丁目４番地の13　コーポオオミヤ401号
債務者　濱岡喜代美（旧姓有友）
1　決定年月日時　平成22年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７１号
鳥取県米子市河岡232番地20
債務者　影山　香織
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第５６１号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目９番９―503号
債務者　西原　宏己（旧姓荒野）
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５２号
広島市佐伯区湯来町大字伏谷乙1361番地
債務者　齋藤　典生
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６１号
広島市西区庚午北１丁目11番31―101号
債務者　中村カヨコ
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３号
広島県三原市糸崎５丁目14番26号　岡田アパート１号
債務者　亀元　光雄
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
広島県三原市糸崎５丁目14番26号　岡田アパート１号
債務者　亀元　廣子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
徳島市金沢２丁目２番27―101号、旧住所神戸市西区王塚台３丁目７番地
債務者　近藤　祐至
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
徳島地方裁判所民事部